

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人からの「平成22年5月20日から6月10日までに県政相談室に寄せられた苦情及びその回答をまとめた書類」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の規定により長崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成22年11月25日付けで、条例第6条第1項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成22年5月20日から6月10日までの県政相談カード」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成22年12月8日付けで異議申立人に対し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対し通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成22年12月19日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

部分開示決定通知は、条例に違反している。そもそも条例は県に公文書を公開する義務を課したものであり、県が積極的に公文書を開示するのを旨とする。

まず、部分開示は不当であり、条例第 8 条によれば部分開示決定通知書では有意な情報が記録されていない。開示しない部分を除くと日付と担当者の氏名しか残らない。

開示しない部分の年齢については、同条例第 7 条 1 号には規定がなく、生年月日と年齢は違う。また、事業を営む個人の事業に関する部分及び法人名を不開示とはしていないか。さらに、同号ただし書ウに関する情報がなかったのか疑問が残る。

次に同条例第 7 条第 5 号については、全く検討がなされていない。個人情報に関わる部分のみ黒塗りにして開示すべきではなかったか。

担当課においては「県民の声」白書を発行しているが、その「県民の声」と「県政相談室への相談」とどこが違うのか。県政に関わる相談は開示すべきである。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「平成 22 年 5 月 20 日から 6 月 10 日までに県政相談室に寄せられた苦情及びその回答をまとめた書類」の開示を求めるものである。

県政相談室にあった相談については、相談ごとに日時、相談内容、対応状況等を県政相談カードとして記録しており、平成 22 年 5 月 20 日から 6 月 10 日までに相談のあった県政相談カードを対象公文書として特定した。

2 部分開示とした理由

(1) 不開示とした情報について

本件異議申立てに係る部分開示において、不開示とした情報は、「相談者の氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、相談件名、相談内容、対応・処理経過」である。

(2) 不開示とした理由

条例第 7 条第 5 号の該当性について

県政相談室への相談・苦情等の内容は、通常だれにもその内容を知られないであろうという前提で行われており、もしその内容が公にされることがあるとなれば、事後の開示をおそれ、県民が相談すること自体を躊躇させることとなり、加えてこれらの相談業務に支障を及ぼすことになりかねない。

従って、上記(1)の不開示情報を開示することは、県が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号に該当

する。

条例第7条第1号の該当性について

上記(1)の不開示情報のうち、相談者の氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、相談件名、相談内容については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、例えば住所、氏名以外であっても、担当課から類推される相談内容、年齢、電話番号等を組み合わせられることにより、特定の個人を識別することも可能となるため、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書には該当しない。

なお、氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレスの個人に関する情報については、「外部に漏洩することがないよう適正に管理する」との前提のもと記入又は説明をしてもらっている。

(3) その他

県政相談室への相談は、県政に対する個々人の個別・具体的な問題等に対応することを目的としている。一方、「県民の声」白書に掲載の知事への提案やご意見は県の施策への参考とするためにいただいているものであり、県政相談室への相談とは趣旨を異にするものである。

また、知事への提案やご意見については、提出される際に公開の可否を記入していただくようにしており、その中から「公開してもよい」というものについてのみ「県民の声」白書に掲載している。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、「平成22年5月20日から6月10日までの県政相談カード」とであると認めた。

2 条例第7条第1号の該当性について

(1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規定は次のとおりである。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 不開示部分の条例第7条第1号本文の該当性について

実施機関が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした部分は、インターネット以外の相談カードの相談者の氏名、住所、相談件名、相談内容、対応及びインターネットによる相談カードの氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、相談内容、処理経過である。なお、対応欄・処理経過欄の記載のうち、県政相談室から所管課への連絡等個人情報に該当しないと考えられる部分については、部分開示決定書の記載にかかわらず、実施機関は開示することとしているとのことである。

上記不開示とした部分には、相談者の氏名、住所等の情報のほか、相談者の意思、考えの表明、言動についての記述等、個々具体的な個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、それ自体で又は複数の記述等を組み合わせることにより、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

また、相談者の氏名が匿名とされている場合など、必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、その内容は相談者等の人格と密接に関係する個人情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、いずれの情報も本号本文に該当すると認められる。

なお、会社の従業員等による職務に関する相談とみられるものは存在するが、「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう『個人に関する情報』に含まれるというべきである。」(最高裁判例 平成15年11月11日)から、上記の判断に影響するものではない。また、そのほかに、個人情報であることを否定するような状況もない。

(3) 不開示部分の条例第7条第1号ただし書の該当性について

上記不開示とした部分については、条例第7条第1号(個人情報)に該当すると認められるが、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるため、当審査会では以下のとおり検討した。

ア ただし書アの該当性について

県政相談に関して、相談関係者等の氏名等や具体的な相談の内容等について、公にする法令や慣行等もなく、また、現に公衆等が知り得る状態に置かれている実態もないと認められることから、ただし書アには該当しないと判断した。

イ ただし書イの該当性について

人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しないと判断した。

ウ ただし書ウの該当性について

本件対象公文書の相談内容、対応・処理経過の部分に記載された公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について、当該情報は、同時に、相談関係者等に関する情報でもあって、相談関係者等について、特定個人を識別することができるものであるとともに、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、ただし書ウには該当しないと判断した。

なお、公務員の氏名については、職務遂行に係るものであれば、ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとなるが、相談内容の部分に記載された公務員の氏名については、同時に、相談関係者等に関する情報でもあって、相談関係者等について、特定個人を識別することができるものであるとともに、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、ただし書アには該当しないと判断した。

4 条例第7条第5号の該当性について

不開示部分はすべて条例第7条第1号に該当するので、同条第5号の該当性について判断するまでもない。

5 その他

本件処分においては「対応・処理経過」の部分は不開示とされているが、実施機関は当該「対応・処理経過」の部分で個人情報に該当しない部分については開示することとしている。本件処分の記載は不正確ではあるが本件処分の効力に影響するものではなく、また、本件処分の記載にかかわらず「対応・処理経過」のうち個人情報に該当しない部分は開示請求者に開示されるので、「第一 審査会の結論」記載のとおり、本件処分は妥当であると判断する。なお、今後はより一層の適正な事務処理が望まれる。

その他、異議申立人が意見書で種々述べているが、当審査会は条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えている。その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年12月27日	・実施機関から諮問書を受理
平成23年 1 月13日	・実施機関から理由説明書を受理
平成23年 1 月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年 3 月 2 日	・審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成23年 4 月25日	・審査会（審査）
平成23年 5 月24日	・答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 グ リ ー ン ク ラ フ ト ツ ー リ ズ ム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	